

令和8年3月4日

世界平和統一家庭連合  
清算人 弁護士 伊 藤 尚

### 清算手続開始に伴う職員各位の勤務等について

※本書面は、世界平和統一家庭連合と雇用契約を締結している職員の皆様を対象とするものです。

- 1 世界平和統一家庭連合（以下「当法人」といいます。）は、令和7年3月25日に東京地方裁判所から解散命令を受け、この解散命令に対する即時抗告を東京高等裁判所に対して行っておりましたが、東京高等裁判所は、令和8年3月4日、即時抗告を棄却する決定をしました。

東京高等裁判所の決定の発令と同時に、当法人のこれまでの代表役員（堀正一氏）は宗教法人法の規定によりただちに退任となり、法人の代表役員としての権限を失いました。

そして、同日、東京地方裁判所は、当職を、当法人の清算人に選任する旨決定し、当職は、ただちに清算人の業務を開始しました。同日以降、当法人の代表者は、清算人である当職となります。

清算人は、解散した当法人の清算のため清算手続上のすべての権限を有します。清算人は、当法人の所有・管理するすべての財産を把握し管理しますので、当法人の職員は、当法人の保有する資産と負債の処理について、全権限を有する清算人である当職の命ずるところに従っていただくかなくてはなりません。

- 2 今後、本部、全国の地区本部、教区本部、教会、認定伝道所、その他の当法人の所有又は管理する施設に、順次、当職の委任を受けた代理人弁護士ら（当職発行の委任状を所持する弁護士。以下、単に「代理人弁護士」といいます。）が訪問しますので、法人施設を管理している方は、代理人弁護士の指示に従い、法人施設を明け渡し、代理人弁護士に鍵を交付し、施設内のすべての法人所有の資産を弁護士に交付して管理を委ねてください（施設の鍵、現金、法人の資金を入金した預金の通帳、カード、印鑑、その他の貴重品類、パソコン、データ、各種の名簿、自動車、その他のすべての法人所有又は法人の管理下にある資産が対象となります。）。これらを、清算人の了解なく、清算人の指示した以外の者が占有し、又は管理することは許されません。清算人、又は清算人の委任を受けて施設を訪れた代理人弁護士の指示に反して資産を引き渡さず、又は隠したり、破棄、損壊した者は、民事、刑事の法律に従い、処罰され、また損害賠償の請求を受ける可能性がありますので、必ず、当職が委任した代理人弁護士の指示に従ってください。
- 3 上記1のとおり、当法人の代表者は、清算人となりますので、当法人と雇用契約を締結している職員の皆様は、雇用契約に基づき清算人又は清算人の代理人弁護士の指示に従っていただく必要があります。

- 4 清算人の代理人弁護士が各職場を訪問した後は、原則として、出勤はせず勤務時間中は自宅待機としていただくこととなりますが、必要に応じて出勤していただくこともありますので、職場を訪問した弁護士の指示に従ってください。
- 5 自宅待機又は出勤した際の勤務形態にかかわらず、当法人との雇用契約が終了するまでの間の給与及び旅費・交通費等の実費については、職員の皆様との雇用契約や就業規則の内容の調査や確認などを行ったうえで、準備ができ次第お支払いいたします。
- 6 職員の皆様との雇用契約はいずれ終了することとなりますが、雇用契約の取扱いは職員によって異なりますので、雇用契約終了の時期等については、各職員の業務内容や状況を確認したうえで、追って清算人よりお知らせいたします。雇用契約が続いている間は、清算人又は清算人の代理人弁護士の指示に基づき、清算手続に必要な補助業務に対応していただくこともありますので、よろしく願いいたします。
- 7 その他、職員の皆様に対するお知らせ等は、清算人が開設するホームページに随時掲載していく予定ですので、ご不明な点などがありましたら清算人ホームページをご覧ください。  
また、清算手続に関するお問い合わせは、清算人ホームページ上のフォームへの記入、又は、以下のコールセンターまでお願いいたします。

【清算人ホームページ】

URL : <https://ffwpu-seisan.jp>

QR コード :



【コールセンター】

世界平和統一家庭連合 清算人コールセンター

TEL : 0570-666542 (電話受付時間 : 平日午前 9 時～午後 5 時)

以上